

納期限内の納付にご協力ください

問 税務課 電話(84)3154

税務課では、税の公平・公正を確保するため、他市町村同様に積極的に財産調査を実施し、自主的に納付しない滞納者に対し、財産の差押えなど滞納処分を実施します。

お心あたりのある方は、早急な納付もしくは納税相談をお願いします。

町税等の滞納処分の流れ

納税通知書



納期限

町税等を納期限までに納付いただけない場合・・・

督促・催告

納期限までに納付が確認できない場合は、督促状を送付します。それでも、納付も相談も無い場合は、催告書を送付したり、電話・訪問を行うことにより納付を督促します。

財産調査

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関、勤務先、取引先等に対し、質問・検査を実施、居宅等の搜索を行います。

滞納処分

納付も相談もない場合は、税負担の公平性を保ち、町の租税債権を確保するために滞納処分を行います。具体的には、財政調査（預貯金、給与、不動産、自動車、生命保険、動産等）を行い、発見された財産を差し押さえます。預貯金や給与は現金で取り立てます。

公売・換価

差し押さえた財産は、公売会等で公売し、預貯金・保険等は現金化します。

●滞納整理には経費がかかる

知名町が滞納者に対し行っている督促状や催告状の発送には、紙代、印刷代、郵送代をはじめ、それらの業務を行う職員の人件費が必要となります。これらの経費にも、結局は税金が使われることになります。

滞納がなければこれらの経費は必要なくなります。

納付期限内の納付にご協力いただきますようお願いします。

●税の納付よりも私債権(ローン等)を優先して返済したい

このような考えをお持ちの方がいるかもしれません。しかし、**納税は憲法で定められた国民の義務です**。また、地方税法では、地方公共団体の徴収金は、特段の定めがある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収すると規定されています。

したがって、原則として納税を後回しとした私債権優先の返済は認められません。しかし、納税相談を行うことで、特別な事情が見受けられた場合に限り、納税を行いながら私債権の返済ができる場合もあります。

納付困難な滞納がある場合は、相談をお願いします。

滞納処分にならないためには・・・

●納付期限内の納付 ●相談（納付期限が困難な方）

◎口座振替

課税の説明。また、資力状況によっては分割納付することもできます。

◎金融機関窓口

5月には固定資産税・軽自動車税、6月には町県民税、7月には国民健康保険税の納税通知書及び納付書が発送されます。年税額・納期・期別の金額等を確認しましょう!!

沖永良部管内合同公売結果報告

沖永良部管内合同公売会が1月29日、和泊町防災拠点施設「やすらぎ館」で開催されました。会場には、両町から約140人が来場し、両町の町税滞納者から差し押さえられた動産131点中96点が入札、競り売りにより売却されました。買い受け代金は滞納者の未納税金に充てられます。

単位：円



合同公売会の様子

財産	件数	差押滞納額	取立額①	差押え滞納額②
預貯金	12 件	7,081,899	2,286,721	382,754
給与	9 件	3,309,000	858,209	1,164,200
動産	49 件	5,218,720	924,644	500,000
賃借料	1 件	0	35,000	0
その他	6 件	1,300,042	155,483	0
交付要求	2 件	1,412,951	0	0
合計	51 件	18,322,612	4,260,057	2,046,954

平成 28 年度滞納処分結果（2 月 13 日現在）① + ② 6,307,011 円